

保全対策に係るアイヌ文化の普及方策への対応について（案）

平取ダム事業用地周辺における保全対策に係るアイヌ文化普及方策への対応について、具体的な方策を検討するにあたり、以下のようなことに留意することが必要と考えられる。

- 保全対策に係るアイヌ文化普及の対象は、「アイヌ文化環境保全対策調査総括報告書」に記載されている該当分野を基本とする。
- 該当分野としては、精神文化の保全対策、生物の生存環境に係る保全対策、生活文化に係る保全対策、文化景観としての地形・事物・事象の保全対策が主な対象ととらえられる。
- 具体的な方策としては、例えば、屋内を使った資料展示や解説、屋外における標示・解説等の施設・設備面に関することや、講座の開催、現地見学や体験を取り入れたプログラムの実施、それらの活動を支える人材の養成や実行組織の育成などの運営面に関することなどが考えられる。それらの具体化にあたっては、アイヌの人々を中心に多様な主体の参画と関係機関・団体等の相互連携が必要である。
- また、施設・設備の利用については、継続的な事業運営が可能な規模設定と運営方法を事前に検討しておくことが重要である。